令和５年度補正予算 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費
（中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業）
≪登録診断機関向け　よくあるご質問≫

No.	分類	質問	回答
1	登録診断機関要件	営利団体（株式会社等）でも、登録診断機関に申請できますか。	登録診断機関として申請できます。
2	登録診断機関要件	個人事業主でも、登録診断機関に申請できますか。	個人事業主は登録診断機関として申請できません。 本事業は法人格を有した団体や企業等のみ登録診断機関として申請できます。
3	登録診断機関要件	法人格を有しない団体でも、登録診断機関に申請できますか。	本事業は法人格を有した団体や企業等のみ登録診断機関として申請できます。
4	登録診断機関要件	法人の設立前でも、登録診断機関に申請できますか。	原則、申請時点で設立されている必要があります。 ただし、法人設立準備中等の事情がある場合は、SIIに個別にお問い合わせください。
5	事業要件	診断対象者に行う支援活動について、具体的な内容を教えてください。	支援活動として、省エネ診断、診断報告書の作成、診断対象者への報告会の実施等を行っていただきます。
6	事業要件	自社に専門家がいない場合、外部の団体等に所属する専門家を体制に含めて申請することはできますか。	外部の団体や企業等に所属する専門家を体制に含めて申請できます。
7	事業要件	省エネ診断を実施する事業所に派遣できる専門家・準専門家の人数に制限はありますか。	専門家は2名、準専門家は1名、最大3名まで派遣することができます。 なお、4名以上を派遣することもできますが、旅費等の補助対象経費は上記人数分のみ認められます。
8	事業要件	交付決定後に専門家や準専門家の追加はできますか。	追加することができます。必要な手続きについては交付決定後に利用できる採択者向けWEBサイトより必要書類をダウンロードいただき、SIIへお送りください。SIIにて審査の上、審査完了後に専門家として登録します。
9	事業要件	交付決定後に省エネ診断できる設備区分を変更することはできますか。	変更することができます。変更が生じる場合は、すぐにSIIまでお問い合わせください。
10	事業要件	診断前研修は、どのように受講するのですか。	診断前研修はオンラインで受講してください。診断前研修の受講方法については、交付決定後に利用できる採択者向けWEBサイトでご案内します。

No.	分類	質問	回答
11	専門家要件	診断前研修は、いつまでに受講すればいいですか。	診断前研修は支援活動を開始する前に、必ず受講してください。
12	専門家要件	指定された資格を保有していない場合、専門家として登録することはできますか。	指定された資格を保有していない場合は、省エネルギー関連の実務について、10年以上の経験を有することを職務経歴書等で示せる場合に限り、登録することができます。
13	専門家要件	本事業で指定する資格以外で、SIIが認める資格とは何がありますか。	公募要領に記載のない資格については、ご提出いただく証憑を基に個別に判断させていただきます。
14	専門家要件	専門家要件の「本事業で指定する資格」と「10年以上の実務経験」について、両方の要件を満たすことが必要でしょうか。	どちらか一方を満たしていれば問題ありません。なお、「10年以上の実務経験」については、職務経歴書に基づき判断させていただきます。
15	診断対象者要件	会社法上の会社以外（医療法人、学校法人、社会福祉法人、協同組合、自治体等）の法人は診断対象者となりますか。	会社法上の会社以外の法人でも診断対象者となります。ただし、会社法上の会社に該当しない事業者については、前年度または直近1年間のエネルギー使用量（原油換算値）が1,500kl未満の事業所のみ省エネ診断を受診することができます。
16	診断対象地域	交付決定後に診断対象地域を追加・受付停止することはできますか。	追加や受付停止することができます。必要な手続きについては、SIIまでお問い合わせください。
17	補助対象経費	補助対象経費の限度額に上限はありますか。	原則、交付決定された補助対象経費が上限額となります。交付決定された補助対象経費を変更する必要がある場合は、見込みの時点ですぐにSIIまで事前にご相談ください。
18	補助対象経費	SIIが指定する研修会研修（実地研修）に参加する際の専門家や準専門家の旅費は補助対象となりますか。	旅費はSIIが定める旅費規程に則って、補助対象となります。詳細については旅費規程をご確認ください。
19	補助対象経費	支援活動を実施する際に車で訪問する場合、ガソリン代等は補助対象になりますか。	車で訪問した場合、距離に応じた車賃が補助対象経費となります。詳細は旅費規程等をご確認ください。
20	補助対象経費	同一の診断対象者に対して、複数の事業所の支援活動を行うことができますか。	同一の診断対象者において、複数の事業所の支援活動を行うことができます。省エネ診断を受診できる事業所数については、上限はありません。

No.	分類	質問	回答
21	補助対象経費	過去に省エネ診断を受診した診断対象者より同一の事業所において、再度省エネ診断を受けたいと依頼があった場合、支援活動を行うことはできますか。	同一の事業所でも、対象設備区分が異なる場合は、省エネ診断コースでの支援活動を行うことができます。 対象設備区分が同一の場合は、前回の診断を実施した登録診断機関又は専門家の場合に限り、効果測定コースでの支援活動を行うことができます。 詳細については、公募要領をご確認ください。
22	交付申請手続き	登録診断機関になるための手続きに必要な書類はどこにありますか。	手続きに必要な申請書類は特設WEBサイトからダウンロードができます。 URL：https://shoeneshindan.jp
23	交付申請手続き	交付申請から交付決定まで、どれぐらいの日数がかかりますか。	申請書類の審査状況により異なりますので、具体的な日数はお伝えできかねます。
24	その他	補助金の支払いはいつ頃になりますか。	補助金の支払いは、原則として精算払いをします。ただし、中間検査の内容に問題がなければ、概算払いを希望する登録診断機関に対して、補助金の概算払いを行うことができます。詳細は別途、交付決定後に公開される事務取扱説明書をご確認ください。
25	その他	支援活動の一環で自社の製品等を紹介しても問題ないですか。	本事業では、支援活動中における省エネ診断の相談や、実施した省エネ診断の結果に基づいた個別の商品の営業、見積もり、販売、設置活動などの営業行為、または自らへの利益誘導につながる行為を禁止としております。 診断対象者からの通報やクレーム等により、SIIが調査の上で該当行為があったと判断した場合、補助対象経費の精算は認められません。なおSIIは、診断完了後の本事業における支援活動に係らない、通常業務を含む営業活動については関知しません。
26	その他	省エネ診断後に行う診断報告会は、対面で行う必要がありますか。	オンラインで実施することができます。ただし、診断対象者が対面での実施を希望する場合は、ご要望にお応えください。
27	専門家要件	専門家が複数の登録診断機関に登録することは可能ですか。	原則、専門家は1つの登録診断機関に所属するようご申請をお願いします。

No.	分類	質問	回答
28	事業要件	登録診断機関要件に「補助事業期間に最低10件以上の支援活動が可能な計画を有すること」とありますが、結果10件以下になってしまった場合ペナルティはありますか。	原則として補助事業期間に10件以上の支援活動を行っていただくことを要件としておりますので、本事業完了までに10件の診断を見込める計画を立てていただきますよう、お願いします。 万一実際に支援活動をする上で下回ってしまうことが見込まれる場合は、すぐにSIIまで事前にご相談ください。
29	計画変更	交付決定時に計画していた診断件数よりも、申し込み数が多くなりそうな場合、どうすればよいですか。	計画していた診断件数の超過については、交付決定額を超えない限り、手続きは不要です。ただし、交付決定額を超える見込みとなった場合には速やかにSIIに申請し、計画変更を行ってください。また、申込みが増え、対応ができなくなりそうな場合は、SIIまでご相談ください。
30	診断対象者要件	年間エネルギー使用量（原油換算値）は事業者全体のものを指しますか。それとも事業所ごとに算出をするのですか。	年間エネルギー使用量（原油換算値）は事業所ごとのものです。懸念点がある場合は、別途SIIにご確認ください。
31	診断対象者要件	年間エネルギー使用量（原油換算値）が1,500kl未満の事業所ではありますが、大企業である場合、本事業を利用することはできますか。	本事業による省エネ診断は、中小企業等の工場やビル等の管理状況の診断を目的としております。エネルギー使用量（原油換算値）が1,500kl未満の事業所でも、大企業である場合は対象外となります。 ただし、年間エネルギー使用量（原油換算値）が1,500kl未満の「みなし大企業」である場合は本事業を利用することができます。
32	診断対象者要件	国や自治体が所有または運営する施設は診断対象となりますか。	診断対象者要件を満たしていれば、対象となります。
33	補助対象経費	交付申請の際、旅費については概算で申請書に記入してもよいですか。	旅費については、登録診断機関の診断対象地域、移動手段、訪問する専門家・準専門家の人数を勘案し、旅費規程をご確認の上、概算にて算出ください。
34	その他	特設WEBサイトからの診断申し込み以外に、どのような申し込み方法がありますか。	登録診断機関が、診断対象者要件を満たす事業者へ自ら本事業の案内をして申し込みを受け付ける方法もあります。ただし、交付決定日より前に締結した契約に係る費用は補助対象になりません。